

障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業実施要綱

令和 5 年 8 月 7 日

5 福祉障施第 1 5 2 号

(目的)

第 1 条 障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業（以下「本事業」という。）は、障害者支援施設において利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を通して ADL の維持・向上および施設生活の質（QOL）向上を推進するため、リハビリテーション職員の配置を促進し、支援の質の向上を図ることを目的に実施する。

(対象)

第 2 条 本事業は、原則として、都内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、状況に応じて、都外施設（「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成 2 3 年 3 月 3 0 日付 2 2 福保障居第 2 6 6 3 号）の別表 1 に規定する都外独占施設及び都外協定施設を対象とすることができる。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる者に委託することができるものとする。

(事業内容)

第 4 条 都は、本事業におけるリハビリテーション職員配置促進に係るコーディネート機能確保し、次の各号の内容を実施する。

(1) 障害者支援施設への周知及び協力依頼

本事業に関する通知や案内文を障害者支援施設に送付することにより、本事業の普及啓発を図る。

(2) リハビリテーション職員活用研修会の実施

リハビリテーション職員配置促進に係る施設向け動画を作成し、配信する。

(3) アドバイザー派遣の実施

専門性を有するリハビリテーション職員をアドバイザーとして障害者支援施設へ派遣する。

(その他)

第5条 本事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。